

(平成20年度変更)

磐城地域森林計画書

(磐城森林計画区)

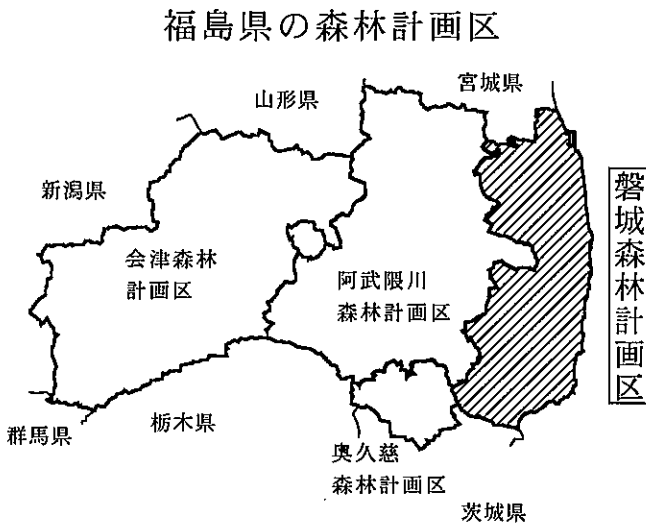
自 平成20年4月 1日
計画期間
至 平成30年3月31日

福 島 県

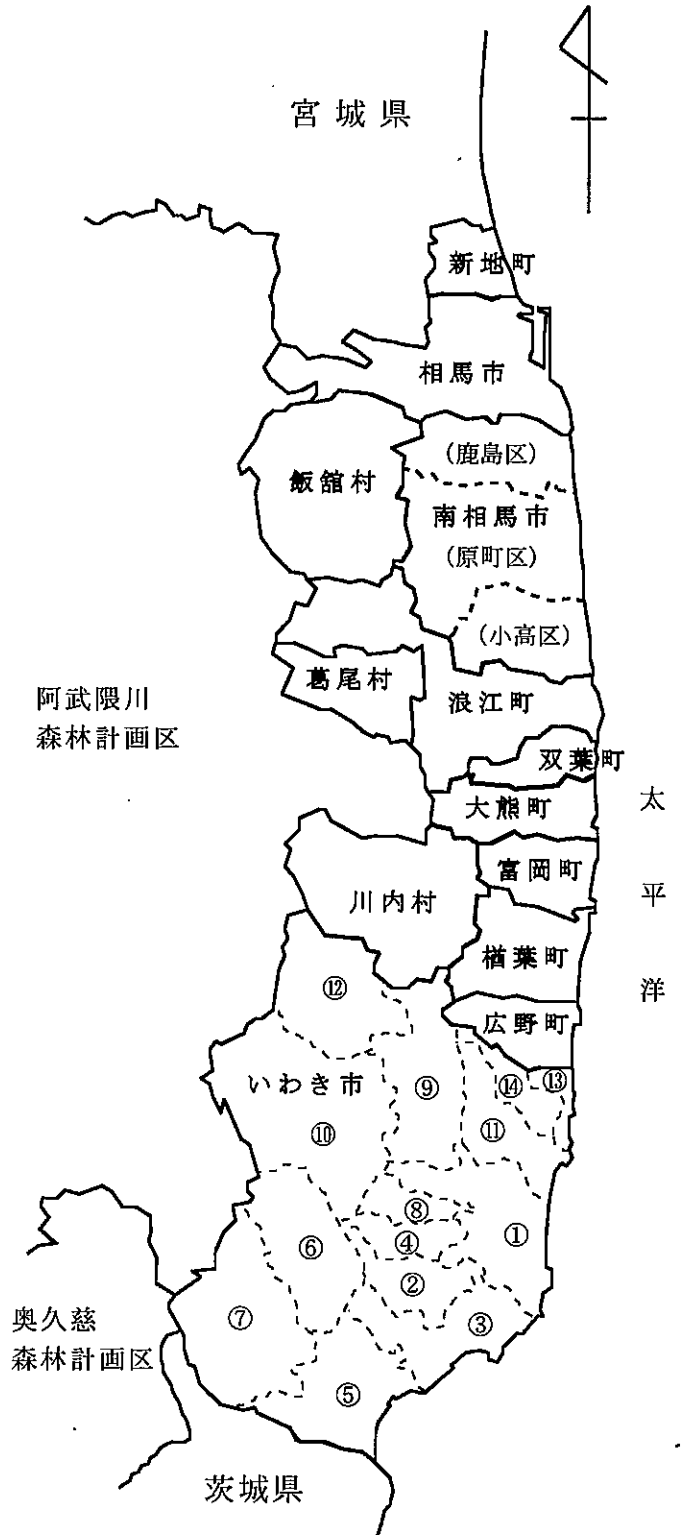
磐城地域森林計画の主な変更内容

変 更 内 容	反映箇所
(1) 林地開発の完了により、地域森林計画の対象とする森林区域を見直した。	Ⅲ－１
(2) 伐採計画量については、県内人工林の壮齢、高齢化や国産材需要の高まりを考慮するとともに、新たな全国森林計画に示された目標等の考え方に即すよう計画した。また、林地の保全及び公益的機能を重視した伐採に努めるため、具体的な留意点を追加した。	Ⅲ－２－（２） Ⅲ－３－（１） Ⅲ－３－（２）
(3) 育成単層林については、森林の有する多面的機能の発揮や、さらには、地球温暖化防止に資するため、高齢林分の間伐の方法を示すとともに、育成複層林施業への転換をより推進する計画とした。	Ⅲ－２－（２） Ⅲ－５－（１）
(4) 伐採後の適確な更新を図り、森林資源の保続を考慮する観点から、伐採に見合う造林量を計画した。	Ⅲ－２－（２） Ⅲ－４－（２）
(5) 林道、治山事業等の計画量は、全国森林計画の目標数量、関係市町村の要望状況、豪雨等災害状況を踏まえ計画した。	Ⅲ－７－（２） Ⅲ－１０－（２） Ⅲ－１０－（４）
(6) 機能の発揮が低位と認められる森林について、新たに要整備森林に指定した。	Ⅲ－１１－（２） Ⅲ－１１－（３）
(7) その他、新たな全国森林計画の策定内容に即すよう、計画を見直した。	

磐城森林計画区位置図



- いわき市地区名
- | | |
|------|------|
| ①平 | ⑧好間 |
| ②常磐 | ⑨小川 |
| ③小名浜 | ⑩三和 |
| ④内郷 | ⑪四倉 |
| ⑤勿来 | ⑫川前 |
| ⑥遠野 | ⑬久之浜 |
| ⑦田人 | ⑭大久 |

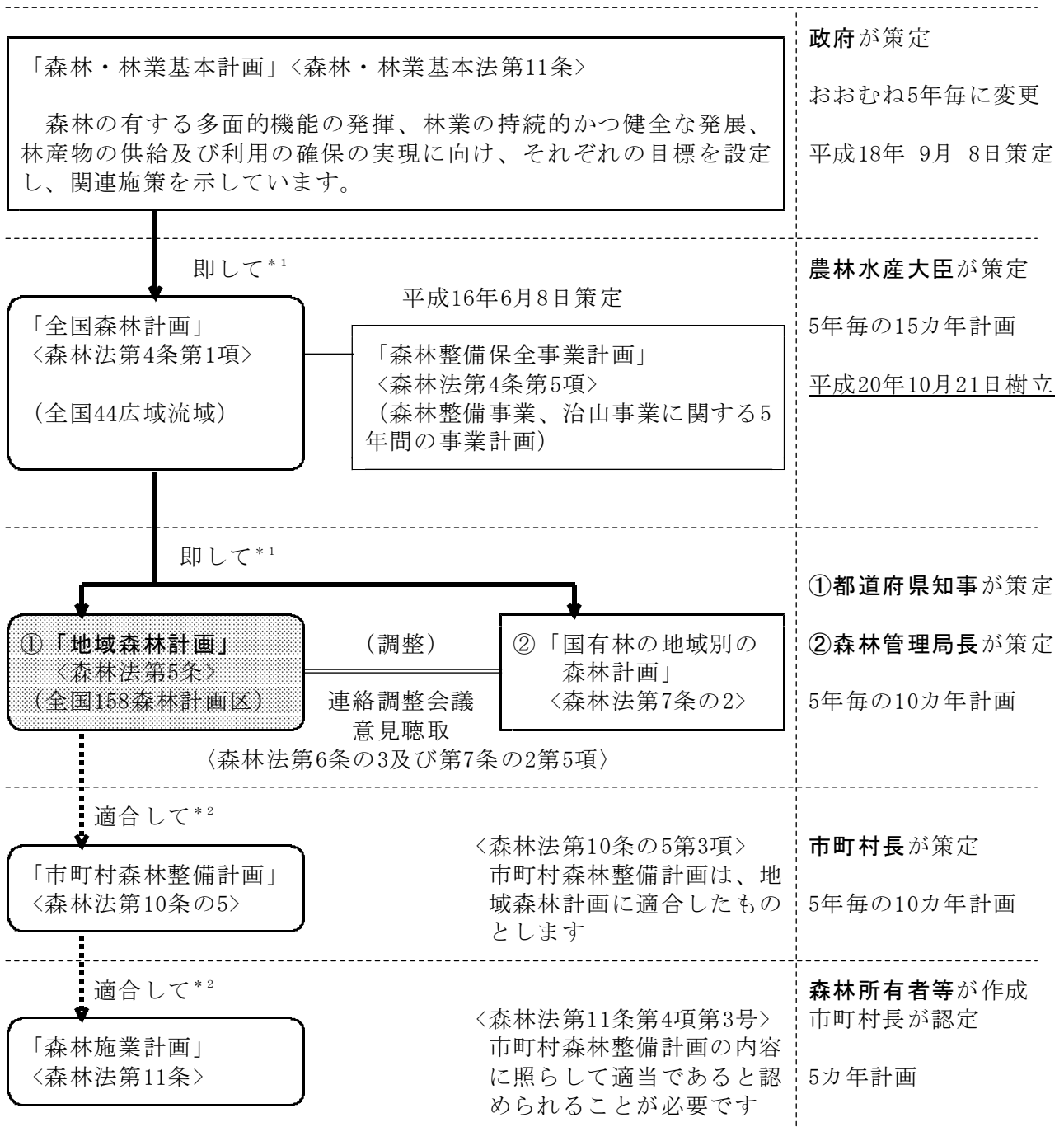


□ 森林計画制度について

森林は、一度荒廃すれば長期にわたりその機能が損なわれることから、総合的・長期的な視点に立ち、適切に管理・育成する必要があります。そのため、森林法に基づく森林計画制度が設けられています。また、森林の恵みは広域に及ぶ一方で、管理・育成は個々の森林の現況に応じ実施する必要があるため、森林計画制度は、国・県・市町村・森林所有者等相互に整合を図る体系となっています。

地域森林計画とは

森林法第5条に基づき、知事が全国森林計画に即して、各森林計画区の民有林について5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画において計画事項を定めるに当たっての指針となるものです。



* 1 即して：基本的に一致しなければならない。 * 2 適合して：ある程度幅を持って判断する。

全国森林計画と地域森林計画の計画期間対応表

○旧全国森林計画（計画期間15年）

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
平成15年度樹立 全国森林計画 (平成16～30年度)	← 前期5年					中期5年					後期5年 →					

○新全国森林計画（計画期間15年）

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
平成20年度樹立 全国森林計画 (平成21～30年度)						← 前期5年					中期5年					後期5年 →					

○地域森林計画（計画期間10年）

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
平成19年度樹立 磐城地域森林計画 (平成20～29年度)						← 前期5年					後期5年 →						

目 次

I	計画樹立に当たっての基本的考え方	1
II	地域の概要 ー自然的、社会経済的背景と森林計画区的位置付けー	1
III	計画事項	
1	計画の対象とする森林の区域	2
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
3	伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	6
4	造林面積その他造林に関する事項	7
5	間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	8
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	9
7	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	11
8	森林施業の合理化に関する事項	11
9	森林の土地の保全に関する事項	12
10	保安施設に関する事項	12
11	特定保安林の整備に関する事項	14
12	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	14
13	その他必要な事項	14

別 表

別表 1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	20
別表 2	伐採立木材積	21
別表 3	人工造林及び天然更新別の造林面積	22
別表 4	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	23
別表 5	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき 森林の地区	20
別表 6	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の 種類別の所在及び面積等	34
別表 7	計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	20
別表 8	治山事業の数量	38
別表 9	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	20

I 計画樹立に当たっての基本的考え方

変更なし。（平成19年度樹立地域森林計画書のとおり）

II 地域の概要 ー自然的、社会経済的背景と森林計画区的位置付けー

変更なし。（平成19年度樹立地域森林計画書のとおり）

Ⅲ 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：h a

区 分		面 積	区 分		面 積
相 双 農 林 事 務 所	相 馬 市	7,391	い わ き 市 農 林 事 務 所	いわき市	<u>58,246</u>
	南相馬市	13,038		(平)	4,802
	(原 町)	4,859		(常 磐)	2,469
	(鹿 島)	4,866		(小名浜)	3,192
	(小 高)	3,313		(内 郷)	1,846
	新 地 町	1,627		(勿 来)	<u>4,700</u>
	飯 舘 村	7,276		(遠 野)	5,302
	広 野 町	2,864		(田 人)	6,286
	楢 葉 町	<u>1,974</u>		(好 間)	1,340
	富 岡 町	2,761		(小 川)	3,676
	川 内 村	11,736		(三 和)	12,091
	大 熊 町	2,707		(四 倉)	2,624
	双 葉 町	<u>2,656</u>		(川 前)	6,335
	浪 江 町	4,395		(久之浜)	915
葛 尾 村	2,071	(大 久)	2,667		
計	<u>60,496</u>	計	<u>58,246</u>		
森林計画区計			<u>118,742</u> ha		

※下線部が変更箇所。以下、同じ。

(注)四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

県内の森林は、年々利用可能な人工林が増加しており、また、これに加え、世界的な木材需要の高まりや木材輸出国における資源政策などを受け、木材輸入量が減少してきていることから、今後、県産材の需要拡大による森林伐採面積の増加が予想されます。

このような状況下において、木材資源の循環・利用の確保と安全で安心して生活のできる県土の形成を進めるため、森林の伐採に当たっては、公益的機能の維持に十分配慮した方法により行うとともに、伐採後は早期かつ適切な更新を進めることとします。

特に育成単層林施業については森林の有する多面的な機能の持続的な発揮や、さらには、地球温暖化防止に資するため、若齢林分の保育・間伐に加え、今後増加していく高齢林分の間伐や、立地条件に応じて育成複層林施業への転換を推進することとします。

なお、森林の有する機能毎の望ましい森林資源の姿は、表1のとおりで、これを森林整備及び保全の目標とします。

イ 森林整備及び保全の基本方針

(ア)、(イ)については、変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(ウ) 森林施業効率化のための作業路等整備の推進

人工林率が高くかつ利用可能な林齢に達した森林が多い地区においては、効率的かつ効果的に森林施業を実施するため、森林の保全に配慮した作業路等の整備を積極的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努めるものとしてします。

※ウ、(3)、表1、表2については、変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

表3 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分	現況	計画期末	参考 (H15.4.1現在)			
			水土保持林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	
面積積	育成単層林	60,327	<u>57,633</u>	40,768	4,981	14,869
	育成複層林	3,327	<u>6,629</u>	2,189	314	813
	天然生林	52,652	<u>51,350</u>	33,031	7,441	12,013
森林蓄積(m ³ /ha)		239	<u>313</u>			
林道整備率(%)		75.0	<u>83.2</u>			

(注)1 表中には、未立木地・竹林・更新困難地等は計上していません。

(注)2 「林道整備率」は、「林道網整備計画」(平成10年策定)に対する進捗率です。

(注)3 育成単層林、育成複層林及び天然生林においては、以下の施業が実施されます。

育成単層林	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為 ^{*1} により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)
育成複層林	森林を構成する林木を択伐 ^{*2} 等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層 ^{*3} を構成する森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)
天然生林	主として天然力を活用 ^{*4} することにより成立させ維持する施業(天然生林施業)。この施業には、県土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。なお、天然生林は、未立木地、竹林等を含んでいる。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものです。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き切り)することです。

※3 「複数の樹冠層」は、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるものです。

※4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするものです。

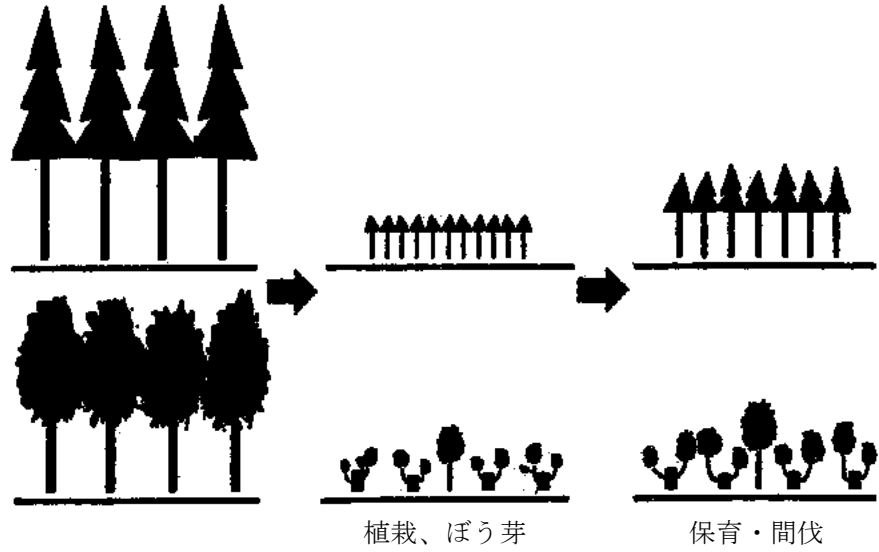
(注)4 「参考」は、市町村森林整備計画において区分された森林の区域を森林簿に反映し、算出したものです。

(参考)

育成林…植栽の有無に係わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林

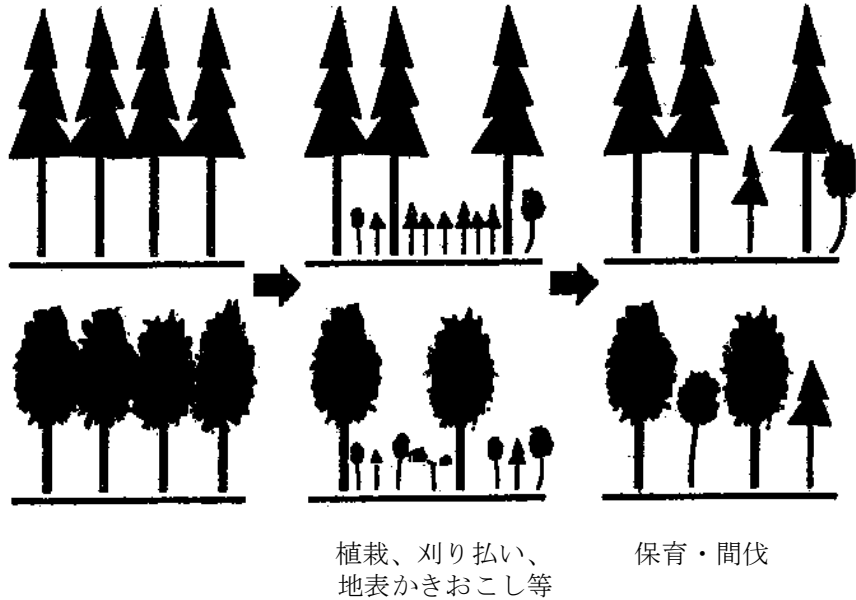
育成単層林

林木の一定のまとまりを一度に全部伐採



育成複層林

択伐等により部分的に伐採



天然生林…主として天然力の活用により、保全管理する森林



3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

ア 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(ア) 保安林等法令により施業の制限を受けている森林

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(イ) (ア) 以外の森林

制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模におさえるとともに伐採箇所についても分散を図るものとします。具体的には、水土保全林においては、伐採面積の縮小、モザイク的な配置に努めるとともに、尾根、斜面中腹、溪流沿い、林道沿線等を主体として保護樹帯を設けることとします。また、森林と人との共生林においては、自然環境の保全または保健文化機能の維持増進を図るため、択伐を基本とした施業によることとし、資源の循環利用林においては、伐採箇所の配置や搬出の方法及び搬出路の選定に関し、林地の保全や公益的機能の発揮に十分配慮した伐採に努めるものとします。

※ (ウ)、(エ)、イについては、変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(2) 伐採立木材積

計画期間内における伐採立木材積は、次のとおりとします。

なお、市町村毎の伐採立木材積については、別表2のとおりです。

単位 材積：千m³

区分	総数	主伐	間伐
針葉樹	<u>3,299</u>	<u>2,390</u>	909
広葉樹	<u>321</u>	<u>321</u>	—
計	<u>3,620</u>	<u>2,711</u>	909

※ 当計画量は、全国森林計画に定める計画量を基本として、森林資源の構成状況、伐採傾向、造林計画量、木材生産実績等を勘案して定めたものです。

(3) その他森林の立木竹の伐採に必要な事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

表 4 森林の施業方法毎の指針

森林の施業方法毎の指針	
育成単層林施業	<p>気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ伐採するものとする。</p> <p>(a) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとし、連続して伐採を行う場合は、保護樹帯を設定するか又は隣接する林分がうっ閉後に伐採することを原則とする。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。</p> <p>(b) 主伐の時期については、高齢級の森林が増加すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図る。</p> <p>(c) 伐採後天然更新を行う場合、更新を確保するため伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため11月から3月の間に伐採する。</p>
育成複層林施業	<p>気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ伐採するものとする。</p> <p>(a) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して伐採する。また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。</p> <p>(b) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造等に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとする。</p> <p>(c) 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。</p> <p>(d) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。</p>
天然生林施業	<p>気候、地形、土壌の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することよりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図れる森林について、以下の事項に留意の上実施するものとする。</p> <p>(a) 主伐については、育成複層林施業の留意事項による。</p> <p>(b) 県土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。</p>

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

計画期間内における人工造林及び天然更新別の造林面積は、次のとおりとします。

なお、市町村毎の造林面積については、別表3のとおりです。

単位 面積：ha

総数	人工造林	天然更新
10,368	5,034	5,334

※ 当計量は、全国森林計画の計量を基本として、森林資源の構成状況及び造林実績を勘案して定めたものです。

(3) その他造林に関する必要な事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

ア 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

※ 当指針は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めるものです。

森林の立木の成育促進及び林分の健全化並びに利用価値の向上を図るための、間伐の標準的な方法は下表のとおりとします。

なお、間伐または保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについては、施業方法及び時期について市町村森林整備計画に具体的に定め、積極的に推進を図るものとします。

間伐の標準的な方法

樹種	施業体系 (植栽本数)	間伐時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	3,000本/ha	19	25	32	40	-	<ul style="list-style-type: none"> ・選木は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木に偏ることなく行うこととします。 ・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定することとします。 ・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし地況、林況等を考慮し決定することとします。 ・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施することとします。 ・<u>長伐期施業において高齢林分の間伐を実施する場合は、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うものとします。</u>
ヒノキ	3,000本/ha	19	25	32	40	-	
アカマツ	5,000本/ha	17	21	26	32	39	
カラマツ	2,500本/ha	16	21	26	31	40	

※イ、ウについては、変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(2) 間伐立木材積

森林資源の構成状況、伐採傾向、造林計画量を踏まえ、3の(2)の伐採立木材積に記載のとおり計画量を決定しました。

なお、市町村毎の間伐立木材積については、別表2のとおりです。

※別表2について変更

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

地球温暖化防止や循環型社会の形成に向け、未利用材を含めた間伐材の搬出促進による、建築・土木資材や木質バイオマス等への利用を推進するものとします。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

※ (1) ~ (4) については、変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

表5 公益的機能別施業森林における区域の基準と施業の方法に関する指針

森林の区分	区域の基準	施業の方法に関する指針
(1) 水土保全林	<p>1 ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林で、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林。</p> <p>2 土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防止のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林。</p> <p>※ 当計画区では、水源の上流に位置する阿武隈高地の標高の高い森林、ため池上流域の森林等が該当します。</p>	<p>水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。</p> <p>【具体的な施業指針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進する。 2 更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図る。 3 公益的機能の維持増進を図るため必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全等を目的に、伐採林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する育成複層林施業を推進する。 4 林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林への誘導の際には、立地条件等に応じ、広葉樹の導入による針広混交林化を推進する。
①複層林施業を推進すべき森林	<p>急傾斜地等に位置し、山地災害防止機能を高度に発揮させるため皆伐の回避が望ましい森林であって、森林の齢級構成、林道等の整備状況等からみて複層林施業の実施が必要かつ適切であると見込まれる森林について、天然地形界等を区画して定めるものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 林齢が標準伐期齢に達した森林について、抜き伐りを実施し、抜き伐りの翌年度から2年以内に下層木を植栽するものとする。 2 植栽本数は、市町村森林整備計画において定める標準的な本数を基準とし、抜き伐りに係る伐採材積の比率に応じて決定する。 3 造林樹種は、人工造林すべき樹種を主体として定める。 4 複層林の造成後は、林内の相対照度を確保し、下層木の適確な生育を図るため適時に抜き伐りを実施する。この場合、上層木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるように配慮する。
②長伐期施業を推進すべき	<p>溪流や河川沿い等に位置し、水源かん養機能を高度に発揮させるため伐期の間隔の拡大を特に図ることが適切な森林であって、森林の齢級構成、林道等の整備状況等からみて長伐期施業の実施が必要かつ適切であると見込まれるものについて、天然地形界等を区画して定めるものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標とするため、主伐は原則として標準伐期齢のおおむね2倍を超える林齢において行う。 2 林木の生長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を維持するため、適切に間伐を実施する。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう生長量相当分を間伐する。

森林の区分	区域の基準	施業の方法に関する指針
<p>(2) 森林と人との共生林</p>	<p>1 日常生活等に密接関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等、地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林。</p> <p>2 地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、県民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林。</p> <p>※ 当計画区では、長大な海岸線に沿って整備されている海岸林や生活環境保全林、森林公園等の森林とのふれあいを目的として整備した区域等がこれに該当します。</p>	<p>生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。</p> <p>【具体的な施業指針】</p> <p>1 自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、<u>広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を推進する。</u></p> <p>2 森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場等として利用される森林については、快適な森林環境や優れた森林景観を保全・創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する美的景観を確保する必要がある森林における景観維持のための育成単層林施業等それぞれの目的に応じた施業の推進に努める。</p> <p>3 保健機能森林の設定による森林保健施設の適切な整備と一体となった美しく快適な森林空間を創出するほか、企業等の参画や地域住民と都市住民との連携による里山林等の整備を推進する。</p> <p>4 都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持ち、よりよい生活環境の維持・創出に不可欠な森林については、立地条件等に応じ、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等に配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行う。</p>
<p>①特に帯状に残存すべき森林</p>	<p>風害又は霧害を防備する機能の発揮を重視する森林について定めるものとする。</p>	<p>更新に当たっては、特に遮へい性を維持する必要があるため、択伐よりも森林を帯状に保存しつつ行う主伐とする。</p>
<p>②広葉樹等へ転換を必要とする森林</p>	<p>森林の樹種多様性増大の観点から、樹種の転換を図るべき針葉樹人工林において定めるものとする。</p>	<p>広葉樹の植栽或いは天然更新により樹種の転換を図るものとし、市町村森林整備計画において、樹種の転換を完了すべき目標年度を併せて定めるものとする。</p>
<p>③特定広葉樹育成施業を推進すべき森林</p>	<p>森林の位置及び構成、地域住民の意向等からみて、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが適切な森林において定めるものとする。</p>	<p>1 特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定する。</p> <p>2 伐採は、常に特定広葉樹の立木の材積が維持される範囲において行うとともに、特定広葉樹が優勢となる森林を造成・維持するため、特定広葉樹以外の立木の伐採を促進する。</p> <p>3 天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の適確な更新を図るため、必要に応じ刈出し、植込み等の更新補助作業を行うとともに、特定広葉樹の適確な生育に必要な保育(芽かき、下刈り、除伐等)を実施する。</p> <p>4 竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行う。</p>

※表6については変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

計画期間内における開設又は拡張すべき林道の種類別の数量は、次のとおりとします。
なお、市町村毎の数量等については、別表4のとおりです。

区 分		路 線 数	延 長
開 設	新 設	93	95,040
	改 築	<u>16</u>	19,691
拡 張	改 良	50	(125) 28,859
	舗 装	<u>77</u>	163,326

単位 延長：m
※ () は箇所数

※(3)、(4)については、変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林施業の共同化の促進

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(2) 森林施業の共同化の促進

ア 地域における合意形成の促進等

分散している森林の効率的な管理運営等を行うため、県・市町村・森林組合が森林施業の集約化、共同化について、あらゆる機会を通じて普及・啓発するものとします。その際、長期施業委託契約が円滑に締結できるよう個々の林分に合致した施業内容やコストを明示する提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。また、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。加えて県・市町村・森林組合は、森林施業計画に基づく共同の森林施業を促進するため、一体となって森林所有者等を支援するものとします。

※イ、ウ、(3)～(5)については、変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(6) 流通・加工体制の整備

林産物の利用促進を図るため、森林所有者、素材生産業者、木材製造業者等による安定的な取引関係の確立を推進し、木材の安定供給体制の構築に努めるものとします。

また、乾燥材や品質性能の明確な木材製品の生産を促進し、県産木材の信頼性の確保を図

るとともに、木材関係者、建築設計士、大工工務店等、地域のネットワークを強化することにより、消費者のニーズに対応した供給システムの確立を図り、地域の木材の利用促進に努めるものとします。

その際、伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされたものであることや、持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木製品の利用の普及について関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

(7) その他必要な事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

9 森林の土地の保全に関する事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

10 保安施設に関する事項

(1) 保安施設に関する基本的事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(2) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

本計画区は、河川の集水面積が小さく水資源の確保が困難であり、一方では海に面していることから潮害対策も必要となっているため、水源かん養保安林や潮害防備保安林の適切な配備に努めるとともに、県と他の行政機関や森林所有者等との情報の共有化及び標識の設置等により、適切な管理に努めるものとします。

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
総数(実面積)	<u>16,763</u>	
水源かん養のための保安林	7,888	
災害防備のための保安林	<u>8,824</u>	
保健、風致の保存等のための保安林	1,395	

※ 複数の種類で指定される保安林があるため総数と内訳は必ずしも一致しない。

※ 「水源かん養のための保安林」とは森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは第2号から第7号までの目的、「保健、風致の保存等のための保安林」とは第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

イ 保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別面積等

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別面積は、次のとおりです。

なお、市町村毎の面積等については、別表6のとおりです。

単位 面積：ha

区分	総数	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	防風	水害防備	潮害防備	干害防備	航行目標	保健
指定	554	263	219	4	-	-	2	52	-	14
解除	33	2	15	1	4	3	7	-	1	-

※ウ、(3)については、変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(4) 実施すべき治山事業の数量

阿武隈高地は、風化の進行した非常に脆弱な地質に代表される古期花崗閃緑岩が広く分布し、また、双葉断層や破碎帯が数多く発達しているため、山腹崩壊や溪流崩壊、地滑りの発生が見られます。また、海岸付近は段丘が発達し、住宅地が密集している丘陵地の裾地には、山腹崩壊危険地が数多く存在しています。

このため、荒廃箇所の復旧を進めるとともに、山地災害危険地区における災害を未然に防止するため、治山事業を計画的に進め、地域住民の生活の安全を図るものとします。

また、計画区域内の河川延長は短く、中小の河川とため池が多いため、阿武隈山系の森林は各市町村の水源地域となっており、また、海岸沿いの森林は潮害、飛砂を防止する防災林として位置付けられていることから、水源かん養機能等、森林の持つ多面的機能の維持増進を図るため森林整備を合わせて進めるものとします。

これらを踏まえ、計画期間内に実施すべき治山事業（保安施設事業及び林野の保全に係る地すべり防止事業）の数量は、事業の重要性、緊急度等を勘案し、尾根や沢等の地形等により区分される森林の区域（林班）を単位として、次のとおり計画しました。

なお、市町村毎の種類別、箇所別の数量については、別表8のとおりです。

治山事業の数量	92 地区
---------	-------

(5) その他必要な事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

1 1 特定保安林の整備に関する事項

(1) 特定保安林の整備に関する基本的事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(2) 要整備森林の所在及び面積

別紙のとおり

(3) 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期

別紙のとおり

(4) その他必要な事項

別紙のとおり

1 2 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

1 3 その他必要な事項

変更なし。(平成19年度樹立地域森林計画書のとおり)

(別 紙)

要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期等

単位 面積：ha

特定保安林	市町村	番号	要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期																その他必要な事項	備考		
			所在			面積	造林				保育				伐採				その他							
			位置	林班	小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期				
7	土砂流出防備	いわき市	1	田人町旅人字井戸沢 227-1ほか1筆	8 1	28, 29, 30, 32, 33	5.96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	間伐	5.96	残存木の配置に留意しつつ、立木材積で30%まで、間伐を実施する。	H21.3	-	-	-	-		
8	土砂流出防備	いわき市	1	三和町中寺字関所57	8 7	75, 76, 77, 78, 79	2.62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	間伐	2.62	残存木の配置に留意しつつ、立木材積で30%まで、間伐を実施する。	H21.3	-	-	-	-		
9	水源かん養	富岡町	1	大字本岡字日向132の1ほか1字2筆	1 3	110, 121	1.60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	間伐	1.60	残存木の配置に留意しつつ、立木材積率で30%まで、間伐を実施する。	H23.3	-	-	-	-		
			2		1 4	103, 104	4.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	間伐		4.05	H23.3	-	-	-	-	

(別 紙)

要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期等

単位 面積：ha

特定保安林	市町村	番号	要整備森林			実施すべき施業の方法及び時期																その他必要な事項	備考	
			所在			面積	造林				保育				伐採				その他					
			位置	林班	小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法			時期
10	大熊町	1	大字小良浜 字高平124の 1	1	61	0.40	-	-	-	-	-	-	-	-	間伐	0.40	残存木の配置に留意しつつ、立木材積率で30%まで、間伐を実施する。	H23.3	-	-	-	-		
11	大熊町	1	大字小良浜 字高平123の 1	1	60	1.00	-	-	-	-	-	-	-	-	間伐	1.00	残存木の配置に留意しつつ、立木材積率で30%まで、間伐を実施する。	H23.3	-	-	-	-		
12	土砂流出防	1	大字折木字 南沢255の1	1 1	9, 10	1.05	-	-	-	-	-	-	-	-	間伐	1.05	残存木の配置に留意しつつ、立木材積率で30%まで、間伐を実施する。	H23.3	-	-	-	-		
		2	ほか1筆	1 1	118	0.35	-	-	-	-	-	-	-	-	間伐	0.35		H23.3	-	-	-	-		

(別 紙)

要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期等

単位 面積：ha

特定保安林	市町村	要整備森林					実施すべき施業の方法及び時期																その他必要な事項	備考	
		番号	所在			面積	造林				保育				伐採				その他						
			位置	林班	小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期			
13	双葉町	1	大字上羽鳥 字蛇神62	45	1	0.90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	間伐	0.90	残存木の配置に留意しつつ、立木材積率で30%まで、間伐を実施する。	H23.3	-	-	-	-		
14	新地町	1	大字小川字 長清水76ほか1大字1字1筆	16	96,438	0.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	間伐	0.50	残存木の配置に留意しつつ、立木材積率で30%まで、間伐を実施する。	H23.3	-	-	-	-		